

○神奈川大学研究における利益相反マネジメント規程

令和2年3月26日

規程第1241号

改正 令和5年3月2日規程第1435号

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学研究における利益相反マネジメントポリシーに基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）の教職員等が産官学連携活動その他の社会貢献活動（以下「産官学連携活動等」という。）を行う上での利益相反を適正に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

- (1) 本学の教職員等が産官学連携活動等に伴って得る経済的な利益と教育及び研究という大学における責任が衝突し、又は相反している状態
- (2) 本学の教職員等が兼業活動により企業及び団体（以下「企業等」という。）に職務遂行責任を負うときに、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

2 この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教育職員、事務職員及び技術職員
- (2) 前号のほか、本学において一定の身分を有している者
- (3) その他第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者
(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、教職員等が産官学連携活動等に係る次に掲げる行為を行う場合を対象とする。

- (1) 企業等への兼業、企業等との共同研究、企業等からの受託研究等を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）若しくは株式等の経済的利益又は便益（物品、設備、人員等）の供与を受ける場合
- (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (4) 本学の学生等を企業等への兼業、企業等との共同研究、企業等からの受託研究等に従事させる場合
- (5) その他第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が定める行為を行う場合
(利益相反マネジメント統括責任者)

第4条 本学における利益相反マネジメントは学長のもとで行うものとする。

2 学長は、本学における利益相反マネジメントに関する事項を統括させるため、利益相反マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

3 統括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

（委員会の設置）

第5条 本学に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括責任者

(2) 学長が指名する大学院研究科委員長 3名

(3) 担当事務局次長

(4) 財務部長

(5) 研究推進部長

(6) 教職員等以外の者で、利益相反に関する専門的知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有するもの 1名以上

(7) その他学長が指名する者

2 前項第6号及び第7号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の審議事項）

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃

(2) 利益相反マネジメントの実施

(3) 利益相反が生じた場合の調査及び勧告に関する事項

(4) 利益相反マネジメントに係る広報及び啓発

(5) その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項

（定足数及び議決）

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自己に関係のある事項については、その議事に加わるができない。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員等の義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の任期を満了した後においても同様とする。

2 前項の規定は、前条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者に準用する。

(利益相反マネジメントの方法)

第12条 利益相反マネジメントは、次に掲げる方法により実施する。

(1) 利益相反マネジメント自己申告書の提出

(2) 聞き取り調査

(3) 事前相談

(4) モニタリング

(5) 研修会等による啓発

2 前項に掲げるほか、委員会が適当と認める方法により実施するものとする。

3 第1項及び前項の方法の具体的内容は、委員会が決定する。

(教職員等の責務)

第13条 教職員等は、利益相反マネジメントに対し、誠実に対応しなければならない。

(審議後の手続)

第14条 委員会は、第12条の規定により実施した利益相反マネジメントに基づく審議の結果、必要と認める場合は、教職員等に対して利益相反を回避するための措置を講ずべき旨の勧告を行うものとする。

2 委員会は、審議の結果及び勧告の内容について、学長に報告し、当該教職員等に速やかに通知する。

3 当該教職員等は、委員会の勧告に不服がある場合は、申出により委員会に再度審議を求めることができる。不服の申出があったときは、委員会は再度審議を行い、学長が最終決定を行う。

4 前項の規定により、学長の決定があった場合、当該教職員等は、第12条の規定により実施した利益相反マネジメントに変更が生じるなど正当な事由がない限り再審議を求め
ることはできない。

5 教職員等は、勧告を受けた場合には、これに従わなければならない。

6 委員会は、勧告を行った場合、当該教職員等の勧告に係る措置の状況を確認する。

7 委員会が利益相反マネジメントを実施した産官学連携活動等を行った教職員等に関し、
学外から利益相反の指摘があったときは、委員会が対応する。

(利益相反マネジメント自己申告書等の保存)

第15条 委員会は、提出された利益相反マネジメント自己申告書等を秘密書類として管理
し、及び保存しなければならない。

(情報公開)

第16条 委員会は、本学の利益相反マネジメントに関する状況を必要な範囲で学外に公表
するものとする。

2 委員会は、学外への情報公開に当たって、個人情報の保護に留意しなければならない。

(事務の所管)

第17条 この規程に関する事務の所管は、研究推進部とする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に
定める。

(改正)

第19条 この規程の改正は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規程第1435号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。